

「佐賀空港へのオスプレイ等の配備後の柳川市への影響に関する調査特別委員会」

の設置に関する決議

次のとおり「佐賀空港へのオスプレイ等の配備後の柳川市への影響に関する調査特別委員会」

を設置するものとする。

記

- 1 名称 佐賀空港へのオスプレイ等の配備後の柳川市への影響に関する調査特別委員会
- 2 設置の根拠 地方自治法第109条第4項及び委員会条例第6条
- 3 目的 佐賀空港へのオスプレイ等の配備後の柳川市への影響についての調査研究
- 4 委員の定数 希望者
- 5 調査期間 調査終了まで